

一般質問



うすい孝彦

1. 住み良い町に「まちづくり基本条例」制定に向け、検討開始を！

【質問1】 住み良い町にするには、町政の理念や運営方法の原則を定めた「まちづくり基本条例（以降、条例）」が必要である。制定に向け、検討を開始して欲しいが。
 ≪町長≫ 「まちづくり」に 条例が有効であることは承知している。しかし、条例は町民に規制を求める懸念もあり、町の方針が定まった段階で策定した方が効果的との声もある。時間をかけて検討していく必要があると考える。
 【質問2】 白馬村は総合計画の見直しと併せ、条例を今後2年以内に制定するとしている。池田町も同様に検討できないか。
 ≪町長≫ 池田町第6次総合計画の見直しのなかで、条例とのリンクも考えていきたい。

≪まちづくり条例の3つの基本原則≫

- ①町民主体：まちづくりは町民が主体となり進める。
- ②情報共有：町民・議会・行政が情報を共有する。
- ③協働：町民・議会・行政が力を合わせて進める。

2. 会染保育園への民間保育園誘致の進捗状況は

【質問 この件について9月議会で聞いたが、その後の進捗状況は。
 ≪教育長≫ 町は民間施設視察を3回行った。会染保育園の園舎に興味を持っている民間施設はある。募集要項をつくり、早期に募集したい。



11月9日（土曜日）会染小学校で開催された「親子防災教室」親子で学ぶ意義は大きい。

3. 生活習慣病予備群の増大防止に向けた対策は

【質問1】 この件について9月議会で聞いたが、その後の進捗状況は。
 ≪町長≫ 来年度、「食育講演会」の開催を検討している。
 ≪教育長≫ 来年度の保育園・小中学校の研究テーマを「食と生活習慣病」とし、信州大学の先生を招く予定である。
 【質問2】 会染小学校の防災学習のように、生活習慣病の学習を「親子が共に学ぶイベント」として検討できないか。 ➡ ≪教育長≫ 必要なことなので模索したい。

4. 自治会対策の取り組みは

【質問1】 自治会対策をテーマに町民ミーティングや識者の講演会を開催できないか。
 ≪副町長≫ 自治会対策は町と自治会長の会議で協議する。講演会の開催は検討したい。
 【質問2】 自治会に入った方には、ポイントが付くなどのメリットある制度を検討できないか。
 ≪副町長≫ 研究課題としたい。
 【質問3】 自治会総会で、自治会長から自治会パートナー※の紹介とパートナーの役割を説明してもらえないか。 ➡ ≪副町長≫ 自治会長と関係職員と相談する。
 ※ 自治会パートナーとは：自治会を支援する町職員（1自治会に2名の職員を配置）。
 【質問4】 町の自治会パートナー設置要綱の内容を更に充実するよう検討して欲しいが。
 ≪副町長≫ より良いものにしていきたい。



一般質問



服部 久子

1. 自衛隊へ若者の個人情報提供の中止を求める

【質問1】 政府は、自衛隊の人的基盤強化のため、自治体から自衛隊に若者の個人情報の提供をさせている。しかし、根拠にしている自衛隊法第97条も自衛隊法施行令120条も個人情報の提供に一切触れられていない。個人情報提供の中止を求める。
 ≪町長≫ 法令に基づき、紙により情報提供している。
 【質問2】 全国では、法的根拠がないとして福岡市、亀岡市は提供していない。また、名護市・筑後市などは市民の反対で提供を中止した。中止を求める。
 ≪町長≫ 今後、「除外申請」※を実施する。

※ 「除外申請」とは：町に申請すれば、提供名簿から外されること。

【質問3】 「除外申請」した自治体でも、周知が行き届かず、申請が1人から数人のところがある。十分な周知を求める。「池田9条の会」は、名簿提供中止を求める署名をし、550名以上の署名を町に提出した。住民の多くの方は、「町がそんなことをしているの」とびっくりされた。住民が不安になる情報提供は止めるべきでは。
 ≪町長≫ 法にのっとった事務事業であり、「除外申請」を行う決断したのでご理解いただきたい。

2. 子どもの権利条約を活かした行政と学校の取り組みを

【質問1】 「子どもの権利条約」を批准して30年になる。条約には、「子どもの最善の利益」・「生存発達の権利」・「意見表明権」・「差別の禁止」の原則があるが、学校での取り組みは。
 ≪教育長≫ 「意見表明権」が遅れていると感じ、校園長会議で具体的方策を求めた。現在、子どもの意見で活動の方向が決まることが多くなった。
 【質問2】 国連子ども権利委員会は「学校教育の過度の競争・管理教育・理不尽な校則」を指摘している。町の方針は。
 ≪教育長≫ 「対話的で深い学び」を求め、協働的な学習と個別最適な学習を追求している。



3. 病児保育事業の充実を求める

【質問1】 病児保育事業は、現在、広域議会の審議対象にはなく、議員の意見を集約して政策に反映させにくいので、改善を求める。
 ≪町長≫ 各所に伝えているが、調整が取れない。
 【質問2】 病児保育運営費の市町村負担は、「人口割」だけでなく、「利用率」も加味した負担になるよう求めるが。
 ≪町長≫ 厳しいと思うが、要望していく。
 【質問3】 大北の病児保育の対象年齢は「1歳から未就学児」までだが、近隣市は「生後5か月から小学3年生」までである。対象年齢の拡大を求めてほしい。
 ≪町長≫ 連立自立圏の専門部会で対応していく。

